2011年9月6日 au 損害保険株式会社

台風12号により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

このたび、台風 12 号による被害により、鳥取県、三重県、奈良県及び和歌山県において 多数の皆さまが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に 救助を必要とすることから、鳥取県、三重県、奈良県及び和歌山県は以下の地域に災害救 助法の適用を決定いたしましたのでご案内いたします。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記の『au 損保お客様サポートデスク』までお問い合わせ下さい。

### ■災害救助法適用市町村 【法適用日】

### [鳥取県]

東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町 【9月3日】

## [三重県]

熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町【9月2日】

# [奈良県]

五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野追川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村【9月2日】

#### [和歌山県]

田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町 【9月2日】

# ■ご照会窓口

au 損保	お客様サポートデスク	0800-700-0600 (無料)
		営業時間:9時~21時(年末年始を除く)